ニセ警察詐欺にご注意！！

警察官をかたり、捜査などの名目で、犯人が指定する方法で送金をさせ、金銭をだましとる特殊詐欺被害が続発しています。



ニセモノの警察官から連絡
SNSでの連絡を指示される
↓
「あなたを逮捕する」
警察手帳や逮捕状などの画像が送信される
↓
金銭を要求される
「捜査のため、あなたの資産を調べます」
「○○の口座に振込(送金)をしてください」
↓
被害発生！

◆警察はＳＮＳで連絡することはありません
◆警察は警察手帳や逮捕状など画像を送ることはありません
◆警察は捜査等の名目で金銭を要求しません。

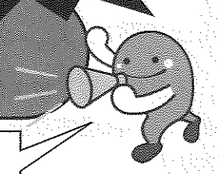

相手が警察官でも金銭の要求は詐欺を疑いましょう!!

防災 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表

地震発生から	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
5～30分後			
最短2時間後～	▶事前避難対策地域：次の大規模地震に備え、安全な場所に避難（事前避難対象地域の確認はこちら▶） ▶事前避難対策地域以外：次の大規模地震発生後の避難では間に合わない可能性のある方などは自主避難	日頃からの備え・の再確認や特別な備え・の実施［必要に応じて自主避難］	次の大規模地震に備えつつ、日常生活へ［大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません］
1週間後～	日頃からの備え・の再確認や特別な備え・の実施［必要に応じて自主避難］	次の大規模地震に備えつつ、日常生活へ［大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません］	
2週間後～	次の大規模地震に備えつつ、日常生活へ［大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません］		



市町村から避難指示などが発令される「事前避難対象地域」をあらかじめ確認しておくことが重要！

日頃からの備え・
・避難場所、避難経路の確認
・家族との連絡手段の確認　等

特別な備え・
・すぐに避難できる態勢の維持
・非常持出品の常時携帯　等

■問い合わせ先　高知県危機管理部　南海トラフ地震対策課　088-823-9798

■くらしネットkochi編集・発行者
高知県文化生活部　県民生活課

■安全安心まちづくりニュース編集・発行者
高知県安全安心まちづくり推進会議

■問い合わせ先
高知県文化生活部　県民生活課
〒780−8570　高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9653（くらしネットkochi）　FAX 088-823-9879
088-823-9319（安全安心まちづくり）
E-mail:141601@ken.pref.kochi.lg.jp

くらしネット kochi

令和8(2026)年度
第２号

⚠自然災害に伴う消費者トラブルに注意！⚠

自然災害の発生後には、それに伴う消費者トラブル、悪質商法も増加します。これらは災害発生地域だけで起こるとは限りません。

悪質商法

①台風で屋根瓦がずれ、見積のために業者を呼ぶと、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。
②分電盤を点検すると来訪した事業者に、地震で分電盤が火災の原因になったと不安をあおられ契約してしまった。



トラブル

①豪雨の際、賃貸住宅が床上浸水。管理会社に天災が原因のため補償はできないと言われた。
②ホテル航空券のパック旅行が台風で払い戻しとなったが、窓口に電話がつながらず期限を過ぎてしまい返金を拒否された。



詐欺

「○○市役所です。義援金を募っています。あとから市の職員が訪問します。」との電話があった。

ポイント

●契約は慎重に。その場では決めずに複数社から見積をとる。
●すぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談する。
●加入している保険の対象範囲や申請方法を把握する。
●キャンセル時の規定を確認しておく。わかりにくい場合は、事業者によく確認する。
●公的機関から電話等で義援金等を求められた時には、後で当該公的機関に確認を。

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問い）



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまったちゃん

Q. 契約や悪質商法におけるトラブル等にあったときにかける番号は？

① 188
② 118
③ 9110
④ 9910



答えは次のページ➡

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは　①１８８

局番なしの 188 に電話をかけることで、地方公共団体が設置している身近な相談窓口（消費生活センターや消費生活相談窓口など）へ案内されます。
覚え方は「いやや！（188）」。

つながらないときには・・・
消費者ホットラインが話し中でつながらない場合、国民生活センターの「バックアップ相談」もご利用いただけます。（※年末年始を除く。）
電話番号：03-3446-0999　　受付時間：平日の 10 時～ 16 時



● 消費生活センター便り





定期購入のトラブルにご注意！

「1回限りの契約だったはずなのに定期購入の契約だった」、「申込みの途中で意図せず定期購入のプランへ誘導された」など、巧妙化する定期購入に関する事例が増えています。

【相談事例】
① 「1 回限り」とあった化粧クリームを注文したのに 2 回目が届き定期購入だと気づいた。
② SNS の広告を見てシワ改善クリームを注文したが、洗顔クリームの定期コースを追加注文したことになっていた。
③インフルエンサーが「定期縛りなし」と勧めていたせっけんを申し込んだところ、クーポンが表示され、意図せず回数縛りのある定期購入となってしまった。

【アドバイス】
- 契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう。
- 注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- 契約条件に関する記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（「いつでも解約できる定期購入」）である可能性がありますので、契約時には注意が必要です。（解約しない限り継続的に商品が届きます。）



●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン・・・局番なしの188（いやや）番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター☎088-824-0999

住　所	〒780-0935　高知市旭町３丁目115番地「ソーレ」2階
受付時間	日曜日～ 金曜日　9：00 ～ 16：45 ※日曜日も相談を受け付けています。
休 所 日	土曜日・祝日・12/29～1/3
ホームページ	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/

県立消費生活センターから情報発信中！
インスタグラムもチェック⇒

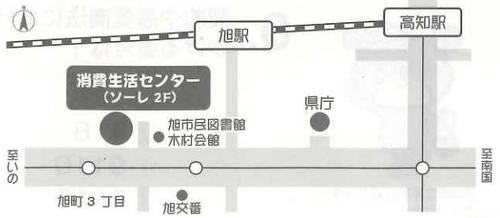

「安全で安心なまちづくり」に関する広報紙

安全安心 まちづくりニュース

みんなで始めよう！
犯罪のない
安全安心まちづくり

令和8(2026)年度
第2号

高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

地域のみんなで子どもを見守ろう!!

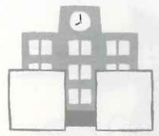





子どもが登下校中に交通事故や犯罪の被害に遭わないよう、地域全体で登下校中の子どもたちを見守ることが大切です。

安全安心まちづくり推進会議では、登下校時の子どもたちの安全を確保するため、毎月第三木曜日の「通学路安全の日」に、地域のボランティアの方々と連携して、学校周辺の交差点などで子どもの見守り活動を行っています。

防犯のボランティアとして専従することは難しいと思いますが、１人１人が無理なくできる範囲で子どもたちに目を向けて、声をかけ、地域全体で子どもたちの安全を守る環境を育んでいきましょう。



～見守り活動の様子～

みんなで「鍵かけ」をしましょう!!





「鍵かけ」は、身近で有効、かつ簡単な防犯対策です!!

昨年、県内で認知した窃盗犯罪の被害 2,382 件のうち、乗り物盗や車上ねらいといった乗り物に関するものが 774 件、住宅を対象とした侵入窃盗が 143 件となっています。

それらの多くは、施錠設備があるのに、鍵をかけていなくて被害に遭っています。

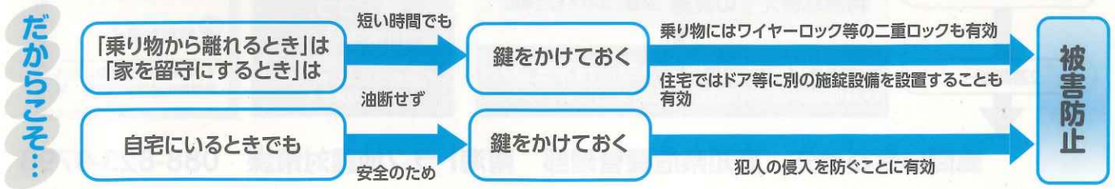

※ドアや窓を開放する時は、チェーン錠やストッパー等を使い、開放部を少なくして、被害を防ごう！



鍵かけを確実に行って、大切な生命や財産を守りましょう!!

